

小中学校の義務教育

教育委員会
教育総務課

48-3138

子どもが満年齢で7歳に達する年度の4月1日から、15歳に達する年度の3月31日までの期間、小学校や中学校に就学(学校へ通うこと)することを義務教育といいます。ただし、子ども自身が学校へ就学する義務を負うのではなく、子どもの保護者が、子どもを学校へ通わせる義務を負うことになっています。

小中学校の名称等

小学校	名称 大玉村立玉井小学校 [郵便番号] 969-1302 [住所] 大玉村玉井字細田28-3 [電話番号] 0243-48-3302 [FAX番号] 0243-48-4884	名称 大玉村立大山小学校 [郵便番号] 969-1301 [住所] 大玉村大山字谷地1 [電話番号] 0243-68-2929 [FAX番号] 0243-48-3301
中学校	名称 大玉村立大玉中学校 [郵便番号] 969-1302 [住所] 大玉村玉井字的場93 [電話番号] 0243-48-3300 [FAX番号] 0243-48-2909	

小中学校通学区域

通学区域	学校名
大玉村玉井の全地域及び大山字南小屋地域の通学区域	玉井小学校
大玉村大山の全地域の通学区域。ただし、字南小屋地域を除く。 ※大玉村玉井字横堀平地域(村営住宅横堀平地に限る)	大山小学校
大玉村玉井、大山の全地域の通学区域	大玉中学校

小中学校入学手続き

(1) 小学校入学手続き

小学校入学予定の年の1月下旬に、「入学通知書」が郵送されます。「入学通知書」は大切な書類です。紛失しないよう保管し、入学式当日学校に提出してください。2月上旬になっても通知書が届かない場合や通知書を受け取った後に、住所など変更した場合は、教育委員会教育総務課にご連絡ください。

入学までの予定

- 10月中旬：就学時健康診断の実施(9月頃に教育委員会より郵送でお知らせします。)
- 1月下旬：入学通知書の発送
- 2月中旬：入学説明会(各学校で実施)
- 4月上旬：入学式



(2) 中学校入学手続き

中学校入学予定の年の1月下旬に、「入学通知書」が郵送されます。「入学通知書」は大切な書類です。紛失しないよう保管し、入学式当日学校に提出してください。2月上旬になっても通知書が届かない場合や通知書を受け取った後に、住所など変更した場合は、教育委員会教育総務課にご連絡ください。

入学までの予定

- 1月下旬：入学通知書の発送
- 2月中旬：入学説明会(各学校で実施)
- 4月上旬：入学式



小中学校への転入学

村外(県外)へ転出の場合

住民生活課で転出届を行うのと同時に、その旨を在学中の学校及び教育総務課までご連絡ください。

村外(県外)から転入の場合

住民生活課で転入届を提出した後、指定された学校及び教育総務課までご連絡ください。

スクールバス

大玉村立小学校の遠距離児童及び幼稚園児(4・5歳児のみ)の通学・通園の便を図るため運行します。

- 運行範囲**
 - 小学校 片道3キロ以上の区域
 - 幼稚園 距離規制はありませんが、定められた停留所からの利用となります。

- 使用料**
 - 小学校
 - 月額(往復利用) 1,800円(年額で1,800円×11か月)
 - 月額(片道利用) 900円(年額で900円×11か月)
 - ※7、8月分については、2か月併せて1か月分となります。
 - ※月の途中での利用中止・利用開始の場合でも使用料は1か月分納入となります。
 - 幼稚園
 - 月額(往復利用) 1,200円(年額で1,200円×11か月)
 - 月額(片道利用) 600円(年額で600円×11か月)
 - ※7、8月分については、2か月併せて1か月分となります。
 - ※月の途中での利用中止・利用開始の場合でも使用料は1か月分納入となります。

使用料の免除

- 第3子以降の園児・児童のスクールバス使用料(ただし、次の要件を満たす場合)
 - ※通園する年の1月1日現在において、保護者が大玉村に住所を有していること。
 - ※18歳未満のきょうだいが3人以上であること。
- 生活保護法により保護を受ける世帯
- 大玉村教育委員会が要保護、準要保護世帯と認定した世帯
- 全く使用しない月
- その他特別な事由があると認めたとき

利用申込み

- 各小学校、幼稚園へお申し込みください。

